

社会福祉法人はなさき仙北  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

令和2年3月13日議案第12号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はなさき仙北（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づく、役員及び評議員の報酬の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいう。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）をいう。
- (4) 保険金とは、職務遂行に伴い生じた損害等の補填ないし実費弁償として、加入する保険契約に基づき支給される給付金をいい、前2号の報酬及び費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 評議員及び役員には、その職務の対価として、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、法人の職員には、報酬を支給しないものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 評議員及び役員の報酬の支給時期は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月15日までに支給する。
- 4 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員が評議員会、理事会及び監事監査若しくは理事長の要請により、市内で開催されるその他の会議等に出席した場合は、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。

- 2 費用弁償の支給時期及びその方法は、報酬の例による。
- 3 評議員及び役員が法人の業務を行うために旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、旅費規程に準じて旅費を支給する。

(役員及び評議員賠償責任保険)

第5条 法人は、次の各号のとおり役員及び評議員賠償責任保険に加入するものとする。

- (1) 役員及び評議員を被保険者とし、法人を保険金受取人とする。

- (2) 役員及び評議員賠償責任保険の保険料は、法人が負担するものとする。
- (3) 役員及び評議員がその職務を遂行するにあたり、第三者に損害をあたえ、法人又は役員及び評議員が賠償する責任を負った場合は、役員及び評議員賠償責任保険契約に基づき給付された保険金をその損害の賠償に充当するものとする。
- (4) 保険金の損害の賠償への充当は、法人が保険金を受取った時から速やかに行うものとする。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 (令和2年3月13日議案第12号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人はなさき仙北非常勤役員等の旅費等に関する規程(平成27年10月9日制定)及び社会福祉法人はなさき仙北役員及び評議員の報酬等に関する規程(平成29年6月13日制定)は廃止する。ただし、この規程の施行日前までになされた承認、決定等については、なお従前のおりとする。

別表第1（第3条関係）

役員及び評議員の報酬

(1) 評議員

業務の内容	積算基準	日 額
評議員会への出席	業務に従事した時間が4時間を超える場合	10,000円
	業務に従事した時間が4時間以内のとき	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回につき	5,000円

(2) 理 事

業務の内容	積算基準	日 額
理事会への出席	業務に従事した時間が4時間を超える場合	10,000円
	業務に従事した時間が4時間以内のとき	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回につき	5,000円

(3) 監 事

業務の内容	積算基準	日 額
監事監査への出席	業務に従事した時間が4時間を超える場合	10,000円
	業務に従事した時間が4時間以内のとき	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回につき	5,000円

※同日にあわせて法人の業務を行った場合は、1日分の日額報酬を支給するものとする。

別表第2（第4条関係）

交通費	実 費
-----	-----

※交通費として車賃を支払う場合の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、往復の路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

※同日にあわせて法人の業務を行った場合は、1日分の交通費を支給するものとする。

※施設の職員を兼務する役員に対する費用弁償は、施設の職員としての業務を除く法人の業務を行った場合に限り支給する。